

事務連絡
平成23年5月18日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災による被災者に係る一部負担金等（窓口負担）の免除に関しては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（保発0502第1号・平成23年5月2日付け保険局長通知）等において、特例措置の趣旨及び内容等について通知するとともに、被保険者等に対する周知徹底に努めて頂くようお願いしたところです。

今般、被保険者等への周知の際に御活用頂くため、東日本大震災により被災した被災者に係る医療保険の一部負担金等の免除に関するQ&Aを別添のとおり作成しましたので、被保険者等への周知に遺憾の無いようお願いいたします。なお、近日中に厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除について (健康保険・船員保険)

【免除対象者・免除範囲関係】

問1 一部負担金等が免除されるのはどのような人か。

(答)

- 1 今回の震災に関する被災地域の住民であって、次の①から③までのいずれかにあてはまる方については、医療機関や薬局の一部負担金や入院時の食費・居住費等の負担をしないでサービスを受けられます。
 - ① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた方（同日以降、他の市町村に転出した方も含みます）で、被災により次のいずれかに該当する方
 - ア 住家が全半壊、全半焼した方
 - イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
 - ウ 主たる生計維持者が行方不明である方
 - ② 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方（又は対象となっていた方）
 - ③ 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、①又は②に準ずるものとして保険者が認めた方
- 2 一部負担金等の免除を受けるためには、本来は事前に加入する保険者に申請することが必要ですが、今回の震災にあたっては特例を設け、上の①から③に該当する方については、平成23年6月30日までは、医療機関等の窓口において口頭で申し立てることにより、一部負担金等を支払わずに受診することを可能としていました。平成23年7月1日からは、本来の手段によることとし、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽが発行する免除証明書の提示が必要となります。
- 3 なお、被災していることを医療機関等に申立て、既に医療機関等から一部負担金等の支払が必要ないと言われている方であっても、7月以降、一部負担金等の免除を受けるためには、免除証明書が必要となります。ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に免除証明書の申請をしてください。（問6～問8をご参照ください。）

※1 特定被災区域は、災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）と被災者生活再建支援法の適用市町村が該当します。具体的には以下の市町村です。

- ・青森県…八戸市、三沢市、三戸郡階上町、上北郡おいらせ町
- ・岩手県…全市町村
- ・宮城県…全市町村
- ・福島県…全市町村
- ・茨城県…水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、古河市、結城市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
- ・栃木県…宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、足利市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
- ・千葉県…千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、山武郡九十九里町、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町
- ・新潟県…十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- ・長野県…下水内郡栄村

※2 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援法に基づき、津波による住宅浸水率が概ね100%であり、電気、水道、ガス等のライフラインが失われたため、居住困難な状態が長期にわたって継続することが見込まれると認定された世帯です。

※3 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は②のいずれの指示の対象にもなっていない方（いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

問2 免除される窓口負担の範囲はどうなっているのか。差額ベッド代なども免除されるのか。

(答)

免除の対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりです。差額ベッド代などについては、免除の対象には含まれません。

[免除の対象となる一部負担金等]

- ① 一部負担金
- ② 食事療養標準負担額
- ③ 生活療養標準負担額
- ④ 以下の給付を受ける際に支払う一部負担金や食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額に相当する自己負担
(保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費)

問3 いつからいつまで免除されるのか。

(答)

1 一部負担金（又はこれに相当する自己負担額）については、平成23年3月11日から（原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった方については指示があった日から）、平成24年2月29日までの間に受けた療養が免除の対象になります

2 食事療養・生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までの間に受けた療養が免除の対象となる予定ですが、仮設住宅の建設状況等を踏まえ、今後決定することとしております。

3 なお、いずれの免除についても、

- ① 生計維持者が行方不明である場合は、生計維持者の行方が明らかとなるまでの間
- ② 原子力発電所の事故に伴う政府の屋内退避指示等があった場合で、指示が解除された場合は、別途定める日までの間が免除の対象となります（※）。

※ 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は問1②のいずれの指示の対象にもなっていない方（いわき市の一部及び田村市的一部に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

問4 被災地域以外の病院でも免除を受けることができるのか。

(答)

免除の対象となる方(問1参照)は、免除証明書を窓口で提示すれば、全国どこの保険医療機関等で受診しても、一部負担金等の免除を受けることができます。

問5 医療機関の窓口で申立てたところ、一部負担金等を支払う必要がないと言われたが、保険者が改めて免除の要件を確認することがあるのか。

(答)

6月30日までの間に申立てにより医療機関等で支払を猶予された一部負担金等については、改めて保険者に申請する必要はありませんが、必要事項の確認のため、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽから照会があった場合には、問6で示す資料の提出等が必要となります。

仮に、免除の要件に該当しないと判断された場合は、支払を猶予されていた額について、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽに返還することが必要になります。なお、問6で示す免除申請の手続きを行った際に、免除の要件に該当しないと判断された場合も同様です。

【一部負担金等証明書関係】

問6 7月1日から、一部負担金等の免除を受けるためには、一部負担金等免除証明書が必要になると聞いたが、交付を受けるためには、どのような手續が必要なのか。

(答)

ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部都道府県支部に、一部負担金等免除申請書を提出する必要があります。

その際、免除に該当する項目に応じて、以下の書類が必要となります。

①住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
り災証明書・被災証明書

②主たる生計維持者が死亡した場合
り災証明書・被災証明書や死亡診断書など

③主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方の場合
医師の診断書

④主たる生計維持者の行方が不明である方の場合

警察に提出した行方不明の届出の写しなど

- ⑤原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方の場合
住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

問7 公的な書類が準備できない場合、免除証明書の交付を受けることはできないのか。

(答)

公的な書類の入手が困難である場合には、申請者の申立てにより認定を受けることも可能です。なお、この場合は、可能な限り事業主、親族、知人等の証明を受けるようにしてください。

問8 免除証明書はいつから申請できるのか。また申請から交付まで、どのくらいの期間がかかるのか。

(答)

免除証明書は準備ができた保険者から発行を開始しています。また、申請から発行までに必要な期間は保険者によって異なりますので、早めにご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。

【一部負担金等の還付関係等】

問9 7月1日以降は、医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかつた場合、一部負担金等は免除にならないのか。

(答)

7月1日以降は、一部負担金等免除証明書を保険医療機関等に提示しない場合、一部負担金等の支払いが必要になります。ただし、加入する保険者による免除証明書の交付が遅れているため、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問10 6月30日までの間、本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に支払ってしまった一部負担金等は戻ってくるのか。

(答)

6月30日までの間は、医療機関等の窓口で口頭での申立てにより一部負担金等の支払を猶予する取扱いとしていますが、この間、本来支払う必要がなかった一部負担金等を支払ってしまった場合についても、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問11 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金等の還付を受けるためには、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）
- ②保険医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。より具体的な還付の方法については、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。

事務連絡
平成23年5月18日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災による被災者に係る一部負担金等（窓口負担）の免除に関しては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（保発0502第2号・平成23年5月2日付け保険局長通知）等において、特例措置の趣旨及び内容等について通知するとともに、被保険者等に対する周知徹底に努めて頂くようお願いしたところです。

今般、被保険者等への周知の際に御活用頂くため、東日本大震災により被災した被災者に係る医療保険の一部負担金等の免除に関するQ&Aを別添のとおり作成しましたので、被保険者等への周知に遺憾の無いようお願いいたします。なお、近日中に厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除について (健康保険・船員保険)

【免除対象者・免除範囲関係】

問1 一部負担金等が免除されるのはどのような人か。

(答)

- 1 今回の震災に関する被災地域の住民であって、次の①から③までのいずれかにあてはまる方については、医療機関や薬局の一部負担金や入院時の食費・居住費等の負担をしないでサービスを受けられます。
 - ① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた方（同日以降、他の市町村に転出した方も含みます）で、被災により次のいずれかに該当する方
 - ア 住家が全半壊、全半焼した方
 - イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
 - ウ 主たる生計維持者が行方不明である方
 - ② 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方（又は対象となっていた方）
 - ③ 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、①又は②に準ずるものとして保険者が認めた方
- 2 一部負担金等の免除を受けるためには、本来は事前に加入する保険者に申請することが必要ですが、今回の震災にあたっては特例を設け、上の①から③に該当する方については、平成23年6月30日までは、医療機関等の窓口において口頭で申し立てることにより、一部負担金等を支払わずに受診することを可能としていました。平成23年7月1日からは、本来の手段によることとし、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽが発行する免除証明書の提示が必要となります。
- 3 なお、被災していることを医療機関等に申立て、既に医療機関等から一部負担金等の支払が必要ないと言われている方であっても、7月以降、一部負担金等の免除を受けるためには、免除証明書が必要となります。ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に免除証明書の申請をしてください。（問6～問8をご参照ください。）

※1 特定被災区域は、災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）と被災者生活再建支援法の適用市町村が該当します。具体的には以下の市町村です。

- ・青森県…八戸市、三沢市、三戸郡階上町、上北郡おいらせ町
- ・岩手県…全市町村
- ・宮城県…全市町村
- ・福島県…全市町村
- ・茨城県…水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、古河市、結城市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
- ・栃木県…宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、足利市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同都市貝町、同郡芳賀町、塙谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
- ・千葉県…千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、山武郡九十九里町、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町
- ・新潟県…十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- ・長野県…下水内郡栄村

※2 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援法に基づき、津波による住宅浸水率が概ね100%であり、電気、水道、ガス等のライフラインが失われたため、居住困難な状態が長期にわたって継続することが見込まれると認定された世帯です。

※3 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は②のいずれの指示の対象にもなっていない方（いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

問2 免除される窓口負担の範囲はどうなっているのか。差額ベッド代なども免除されるのか。

(答)

免除の対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりです。差額ベッド代などについては、免除の対象には含まれません。

[免除の対象となる一部負担金等]

- ① 一部負担金
- ② 食事療養標準負担額
- ③ 生活療養標準負担額
- ④ 以下の給付を受ける際に支払う一部負担金や食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額に相当する自己負担
(保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費)

問3 いつからいつまで免除されるのか。

(答)

1 一部負担金（又はこれに相当する自己負担額）については、平成23年3月11日から（原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった方については指示があった日から）、平成24年2月29日までの間に受けた療養が免除の対象になります

2 食事療養・生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までの間に受けた療養が免除の対象となる予定ですが、仮設住宅の建設状況等を踏まえ、今後決定することとしております。

3 なお、いずれの免除についても、

- ① 生計維持者が行方不明である場合は、生計維持者の行方が明らかとなるまでの間
- ② 原子力発電所の事故に伴う政府の屋内退避指示等があった場合で、指示が解除された場合は、別途定める日までの間が免除の対象となります（※）。

※ 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は問1②のいずれの指示の対象にもなっていない方（いわき市の一帯及び田村市の一帯に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。

問4 被災地域以外の病院でも免除を受けることができるのか。

(答)

免除の対象となる方(問1参照)は、免除証明書を窓口で提示すれば、全国どこの保険医療機関等で受診しても、一部負担金等の免除を受けることができます。

問5 医療機関の窓口で申立てたところ、一部負担金等を支払う必要がないと言われたが、保険者が改めて免除の要件を確認することがあるのか。

(答)

6月30日までの間に申立てにより医療機関等で支払を猶予された一部負担金等については、改めて保険者に申請する必要はありませんが、必要事項の確認のため、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽから照会があった場合には、問6で示す資料の提出等が必要となります。

仮に、免除の要件に該当しないと判断された場合は、支払を猶予されていた額について、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽに返還することが必要になります。なお、問6で示す免除申請の手続きを行った際に、免除の要件に該当しないと判断された場合も同様です。

【一部負担金等証明書関係】

問6 7月1日から、一部負担金等の免除を受けるためには、一部負担金等免除証明書が必要になると聞いたが、交付を受けるためには、どのような手続が必要なのか。

(答)

ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部都道府県支部に、一部負担金等免除申請書を提出する必要があります。

その際、免除に該当する項目に応じて、以下の書類が必要となります。

①住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合

り災証明書・被災証明書

②主たる生計維持者が死亡した場合

り災証明書・被災証明書や死亡診断書など

③主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方の場合

医師の診断書

④主たる生計維持者の行方が不明である方の場合

警察に提出した行方不明の届出の写しなど

- ⑤原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方の場合
住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

問7 公的な書類が準備できない場合、免除証明書の交付を受けることはできないのか。

(答)

公的な書類の入手が困難である場合には、申請者の申立てにより認定を受けることも可能です。なお、この場合は、可能な限り事業主、親族、知人等の証明を受けるようにしてください。

問8 免除証明書はいつから申請できるのか。また申請から交付まで、どのくらいの期間がかかるのか。

(答)

免除証明書は準備ができた保険者から発行を開始しています。また、申請から発行までに必要な期間は保険者によって異なりますので、早めにご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。

【一部負担金等の還付関係等】

問9 7月1日以降は、医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかつた場合、一部負担金等は免除にならないのか。

(答)

7月1日以降は、一部負担金等免除証明書を保険医療機関等に提示しない場合、一部負担金等の支払いが必要になります。ただし、加入する保険者による免除証明書の交付が遅れているため、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問10 6月30日までの間、本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に支払ってしまった一部負担金等は戻ってくるのか。

(答)

6月30日までの間は、医療機関等の窓口で口頭での申立てにより一部負担金等の支払を猶予する取扱いとしていますが、この間、本来支払う必要がなかった一部負担金等を支払ってしまった場合についても、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問11 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金等の還付を受けるためには、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）
- ②保険医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。より具体的な還付の方法については、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。